

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 23 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 12 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 27 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 27 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 広島市安佐南区相田三丁目 |
| | 地 番 | 310番291 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 92.84平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市安佐南区相田三丁目310番地291 |
| | 家屋 番号 | 310番291 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 34.78平方メートル
2階 24.84平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 約38.78平方メートル
2階 24.84平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月19日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太 田 博 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安佐南区相田三丁目
 地 番 310番291
 地 目 宅地
 地 積 92.84平方メートル

- 2 所 在 広島市安佐南区相田三丁目310番地291
 家屋 番号 310番291
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 34.78平方メートル
 2階 24.84平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約38.78平方メートル
 2階 24.84平方メートル



令和 6 年(ヌ) 第 6 4 号
令和 6 年12月25日受理
令和 7 年 1月10日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安佐南区相田三丁目
 地 番 3 1 0 番 2 9 1
 地 目 宅地
 地 積 9 2 . 8 4 平方メートル

- 2 所 在 広島市安佐南区相田三丁目 3 1 0 番地 2 9 1
 家屋 番号 3 1 0 番 2 9 1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 3 4 . 7 8 平方メートル
 2 階 2 4 . 8 4 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	広島市安佐南区相田三丁目52番2号		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は東側が広島市道（安佐南2区480号線）に、北側が広島市道（安佐南2区482号線）にそれぞれ接面している。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約38.78平方メートル 2階 24.84平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
	(記載事項なし)

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物は所有者が住居として使用し、占有しているものと認めた。 2 本件建物外壁及び内壁に剥離が見られるほか（写真2、13）、本件建物の外部擁壁にクラックが認められた（写真4）。また、本件建物2階天井に雨漏りによるものと思われる染みを確認した（写真16）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月26日 (木) 12 : 25 - 12 : 40	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和6年12月26日 (木) 13 : 00 - 13 : 20	広島市北部市税事務所 (広島市安佐南区役所)	建物課税等調査
令和6年12月26日 (木) 13 : 45 - 14 : 00	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和7年1月8日 (水) 14 : 30 - 14 : 50	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影 (評価人同行)

(特記事項)

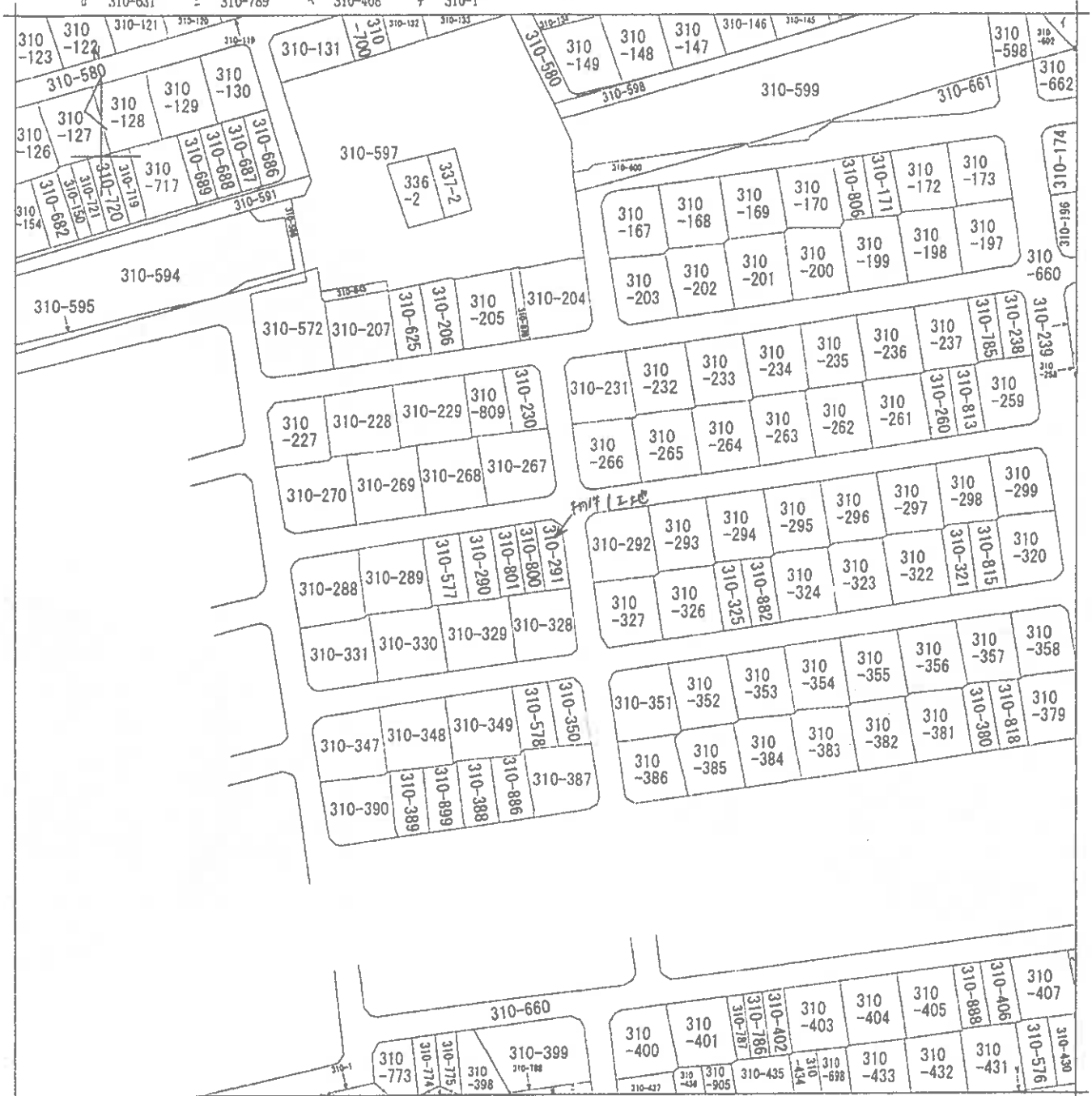
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。

☒ 令和7年1月8日
目的物件は不在ではあるが無施錠だったので、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 310-603 ハ 310-144 ホ 310-814 ト 310-429 ニ 310-660
 □ 310-631 ニ 310-789 ヘ 310-408 フ 310-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	広島市安佐南区相田三丁目				地番	310番291			
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和47年9月30日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月26日
 広島法務局

請求番号：25-1
 (1/1)

登記官

縮小(A3→A4)

公用

登記年月日：昭和50年1月23日

0018083

550.1.23 9

家屋番号

310番0271

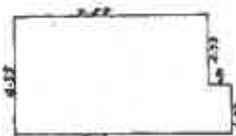
建物の所在

広島市安芸区相生町510-231

広島市安芸南區
相生三丁目

各階平面図

1階求積表



4.37 × 7.22 = 31.5714
1.22 × 2.53 = 3.0866
合計 34.6580

2階求積表



4.37 × 7.22 = 31.5714
1.22 × 2.53 = 3.0866
合計 34.6580

建物図

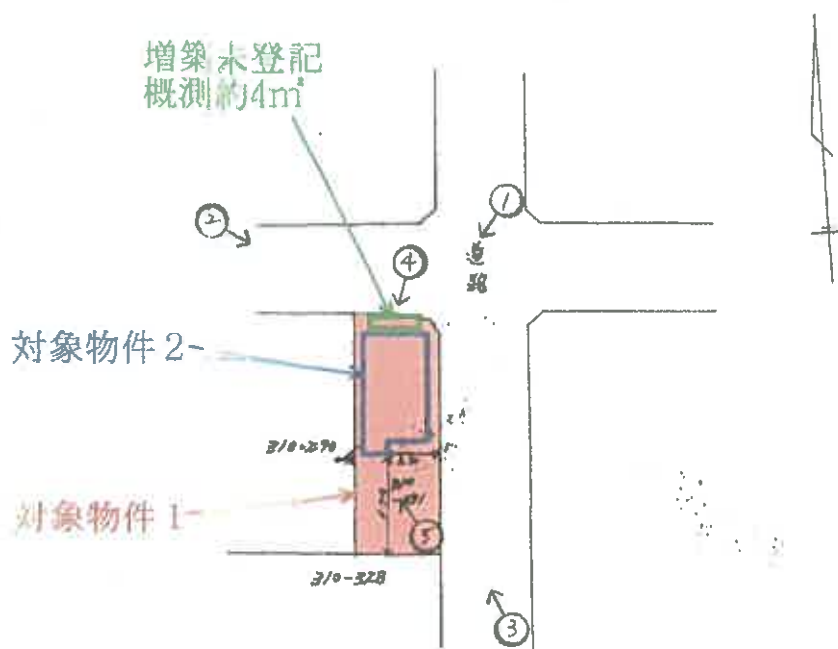


昭和50年1月23日
作製年
作製者

(広島県土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/200 1/500

土地建物位置関係図



(註) およその建物の配置を図示したものである。

備考：当該図面は管轄法務局備付の建物図面を複写のうえ、加筆して作成したものである。正確性を保証するものではない。

凡例 ○→ 写真撮影方向

間取図

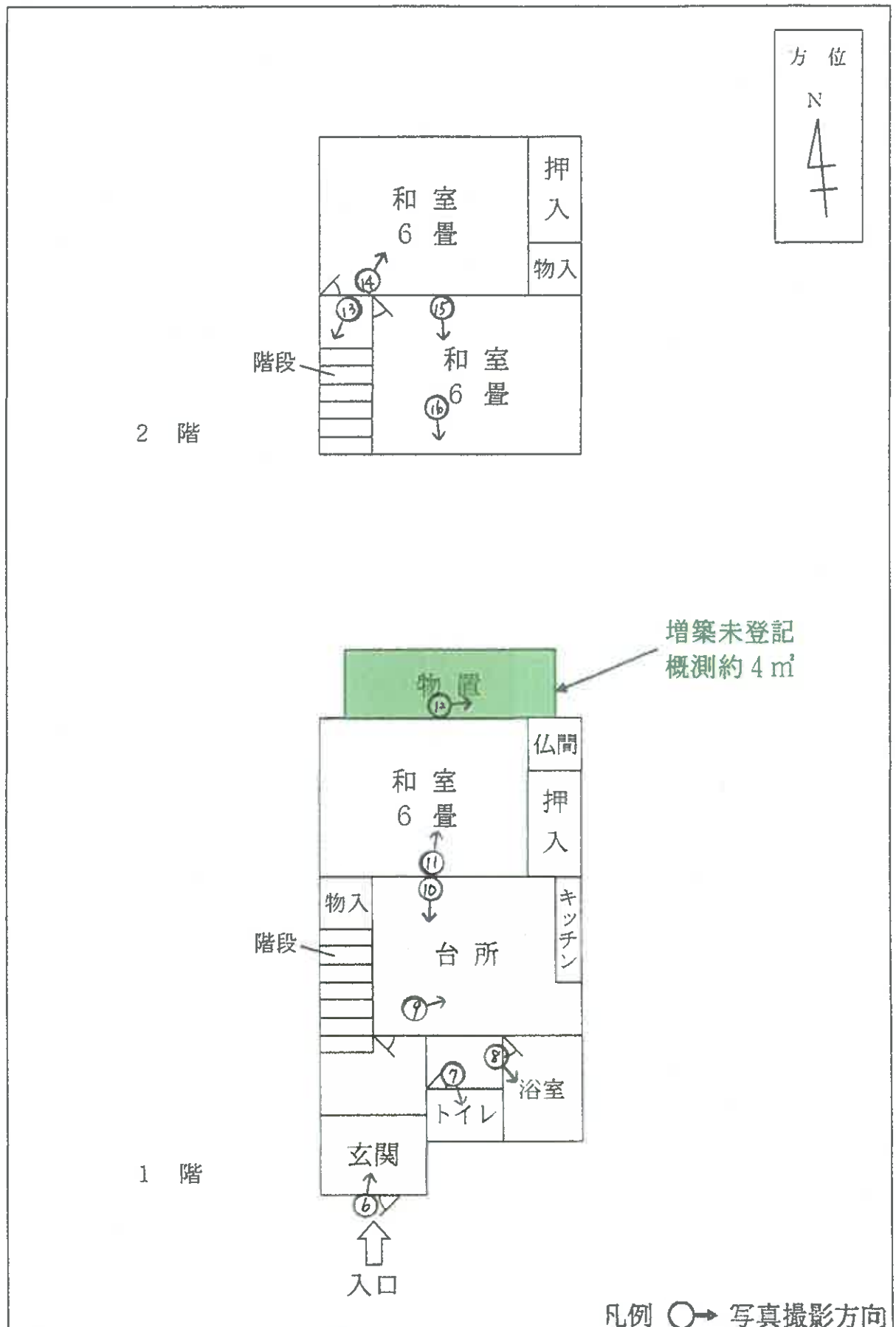


写真 1



写真 2

外壁の剥離

未登記増築部分



広島市道（安佐南2区482号線）

写真 3



広島市道（安佐南2区480号線）

写真4 擁壁のクラック



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13 内壁の剥離



写真14



写真15



写真16 雨漏りによるものと思われる染み



令和 6 年 (又) 第 64 号
令和 7 年 1 月 8 日現地調査
令和 7 年 1 月 17 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 川 和 夫

第1 評価額

一括価格	
金 1,938,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 736,000円
物件2 (建物)	金 1,202,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	広島市安佐南区相田三丁目 3 1 0 番 2 9 1 宅地 92.84㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	広島市安佐南区相田三丁目 3 1 0 番地 2 9 1 3 1 0 番 2 9 1 居宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 34.78㎡ 2階 24.84㎡ 延べ 59.62㎡	1階に増築未登記部分 概測約4㎡がある。
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「武田山団地西」の南東方・直線距離約 140m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅が建ち並ぶ住宅団地となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 100% なし 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規模 92.84 m ² (登記上)	間口 約 15 m 奥行 約 5.5 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 角地 その他 概ね地勢平坦	
接面道路の状況	東側 約 6 m 北側 約 6 m	舗装 市道 舗装 市道	高低差 画地が約0~1.2m高い 高低差 画地が約1.2m高い
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅等 目的外建物 なし		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 下記特記事項のとおり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 下記特記事項のとおり 本物件内への引込 下記特記事項のとおり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 下記特記事項のとおり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	・法面（擁壁）にクラックが見られる。 ・地下に山陽自動車道武田山トンネルが通っていると思われる。 ・北西方約80m（直線距離）のところに鉄塔敷があり高压電線が通っている。 ・上水道…担当課でヒアリングしたところ、西方隣地を介して引込されている記録となっているとの回答であった。		

特 記 事 項	・都市ガス…広島ガスに問い合わせしたところ、簡易ガス課団地であるとの回答であった。対象地上にメーター器があったことから、引込している可能性が高いと思われるが、引込経路等詳細は不明である。 ・下水道…担当課でヒアリングしたところ、引込の記録はないが、西方隣地を介して引込されている可能性があるとの回答であった。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 49 年 12 月 30 日 新築 経 過 年 数：約 50 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 吹付等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： タタミ等 設 備： 電気、給排水、衛生等（稼働状態は不明） その他： _____
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・吹付アスベストやアスベスト含有建材が使用されているリスクが全くないとはいえない。（但し、現にアスベスト使用があるか否かを確定するためには、別途、調査会社による専門的な調査を要する。） ・クラック、破損、雨漏りと思われる染み等がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	38,400	0.91	92.84	0.90	1	2,920,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6m舗装市道にほぼ等高接面する地積約200㎡程度のほぼ整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島安佐南-26）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
40,300	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{104}$	$\frac{100}{102}$	38,400

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮のうえ査定した。

イ 個別格差：

角地	1.03
規模小	0.98
環境	0.90
相乗積	0.91

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	約63.62	0.05	1	541,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
50 年	0 年	50 年

残価率	観察減価
5 %	0 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.05$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	2,920,000	0.55	法定地上権	1,606,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,920,000	- 1,606,000		0.80	0.70	736,000
2	541,000	+ 1,606,000	1.00	0.80	0.70	1,202,000
一括価格 (合計)						1,938,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：特記事項に記載の諸リスク等を考慮して減価した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（広島安佐南-26）

所 在 : 広島市安佐南区相田七丁目26番133『相田7-30-10』
価 格 : 40,300円/㎡
位 置 : アストラムライン「上安」駅 南西方 道路距離 約1.7kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 197㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南側5m市道
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ高台の閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 2,602,119 円（1㎡当たり 28,028 円）、課税地積 92.84 ㎡
物件2 753,836 円（1㎡当たり 12,644 円）、課税床面積 59.62 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市『白図』縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

位置図

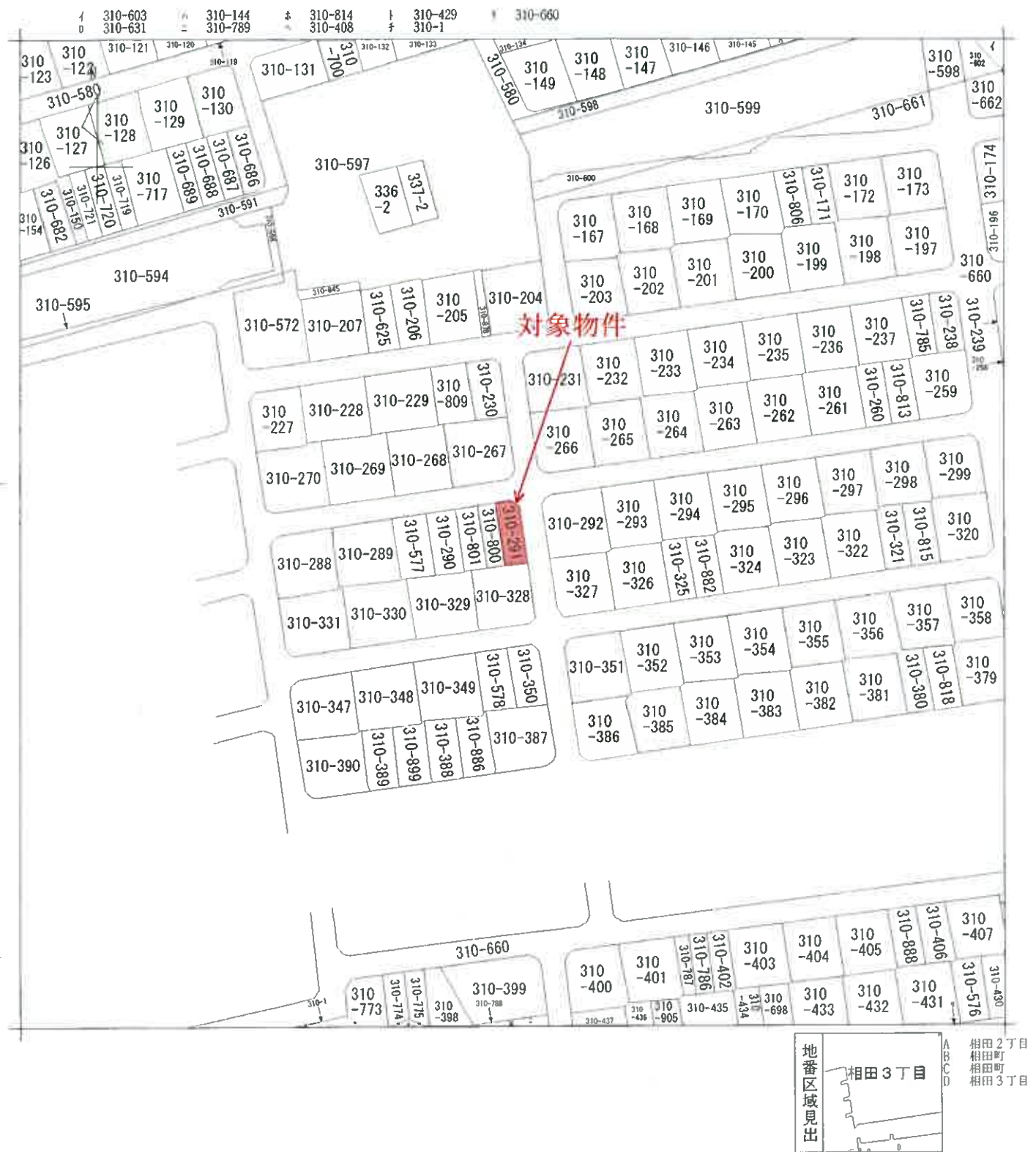


公示地
広島安佐南-26

対象物件

備考：当該図面は広島市役所発行の白図を複写して作成したものである。

縮尺 1
10,000



請求部	所在	広島市安佐南区相田三丁目				地番	310番291			
出力縮	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	昭和47年9月30日			備付年月日(原図)			補記事項			

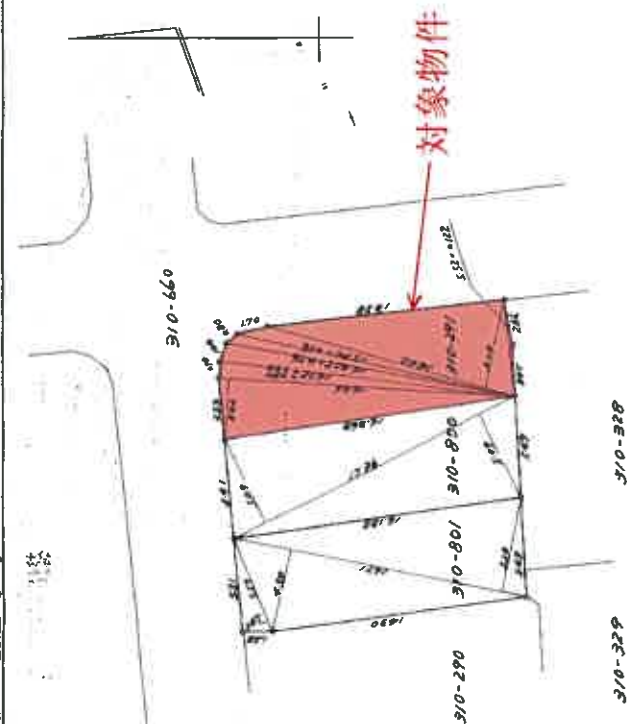
地番	
310-291	310-800 310-801

土地の所在
~~広島市香取町大字相田~~字武田

地積測量図

田三子

図面の種類	登記 所	登記 年月日	49.8.26	分類	—
3 新	30-291/2	特	30-291-500-501		
1 新	30-291-500-501				



料	號	天	倍	額	二	餘
	557	167		91829		
	121	128		26512		
	121	128		88322		
					128	
				122	161	26512

时	分	秒	天	倍	数	二	除
17	26	40	4509	88	2626		
17	26	40	4509	88	2626		
				128	2660	88	2626

日期	段	天	倍	額	二	餘
2/10番地029	求					表
	646	344		574524		
	1672	877		163184		
	1672	877		165228		
	1640	864		82180		
	1670	874		126840		
	1660	872		782860		
	552	616		0.62246		
				11518304		9281152

尺 1 / 300

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

登記年月日：昭和50年1月23日

0018083

550.1.23 9

310番02P1

広島市安佐南区分区310-271

広島市安佐南区分区310-271

各階平面図

1 階 求 積 表



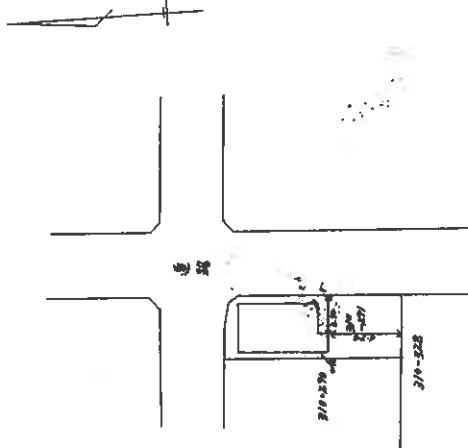
4.52 x 7.32 = 33.0864
1.82 x 4.52 = 8.2264
合計 41.3128

2 階 求 積 表



4.52 x 5.71 = 25.8082

建 物 図



昭和50年1月20日

作製年月日

作製者

申請人

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮 尺 1 1/200 1 1/500

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

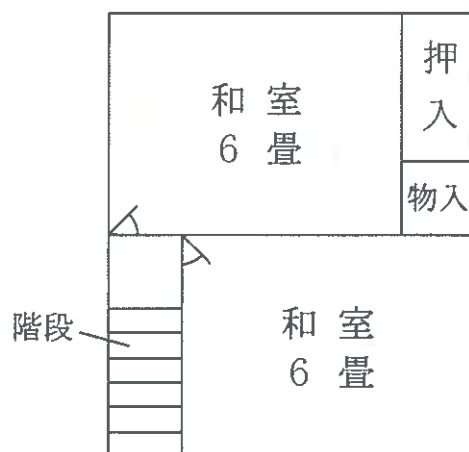
間取図

方位

N



2 階



1 階

